

亀山市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21891
- 3 路線名 東御幸5号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			
東御幸町字川 原178番2 地先	東御幸町字川 原144番1 9地先	351.00	最小	6.00
			最大	13.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21892
- 3 路線名 和田30号線
- 4 道路の区域

区 間		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			
和田町字南之 口1番37地 先	和田町字南之 口1番27地 先	332.50	最小	6.00
			最大	19.00

